早稲田大学芸術学校

再入学について

１．再入学制度

一度退学した学生が同一の学科に再度入学することを「再入学」といい、「２．出願資格」を満たす者が再入学を志願したときは、学期の始めに限り選考の上これを許可することがあります（ただし、退学した日の属する学期の翌学期の始めにおいては再入学を志願することはできません）。再入学を志望する方は、本紙の内容を確認の上、定められた期限までに必要な手続きを行ってください。

なお、再入学の日付は 4 月 1 日あるいは 9 月 21 日となります。

２．出願資格

以下（1）～（3）のいずれかに該当し、かつ再入学後の在学可能年数内で卒業可能な場合、出願することができます。

（1）任意退学を願い出て許可された者

（2）以下の理由により措置退学となった者

・正当な理由がなく、本学校が定める出席基準を満たさない者

・学業を怠り、本学校が定める必要単位数を一定期間満たさない者

（3）学費未納により抹籍となり、措置退学となった者

※在学年数満了により措置退学となった者は出願できません。

※懲戒退学となった者が志望した場合、再入学を許可しません。ただし、懲戒による退学処分に付された日から起算して 2 年を経過し、改悛の情が顕著でありかつ成業の見込みがある場合には、選考の上これを許可することがあります。

※再入学を許可された者が退学または学費未納により抹籍となった場合、以後の再入学は認められません。

３．出願手続

以下の書類を芸術学校事務所へ直接提出もしくは書留にて郵送してください（期限日の消印有効）。

受理された出願書類は一切返却いたしません。

（1）「再入学願」（所定様式）

（2）「計画書」（A4 判、書式自由）

『退学後の状況および退学理由が解消、解決したことの説明』、『再入学後の卒業に向けた意志および学習計画』についてまとめてください。

（3）「住民票」※外国籍の方のみ（在留資格・期間が明記されているもの）

	4 月 1 日付　再入学	9 月 21 日付　再入学
提出期限	再入学前年の 11 月 30 日	5 月 31 日

※期限日が事務所閉室日にあたる場合は、それ以前の直近の事務所開室日を提出期限とします。

４．選考方法

（１）申請書類および在籍時の履修状況に基づく審査

（２）面接

※面接日については、再入学願等提出後に調整の上、決定します。

５．合否発表

	4 月 1 日付　再入学	9 月 21 日付　再入学
合否発表日	2 月 1 日	8 月 1 日

※発表日が事務所閉室日にあたる場合は、それ以前の直近の事務所開室日に発表します。

６．再入学手続

再入学が認められた者には、入学に必要な書類等を順次発送します。定められた期限内に手続きが完了しない場合は、再入学は取り消されます。

７．再入学時の学費等

学費は再入学する学年と同学年の当該年度在学生と同額の授業料、施設費または教育環境整備費、実験実習料の納入が必要です（入学金は免除）。

なお、学費未納により抹籍となり措置退学とみなされた者が未納学費を納入したときは、本校運営委員会の議を経て、未納学費の納入期日の属する期までの学籍を認めることができます。ただし、抹籍の日を超えることはできません。

７．再入学後の履修

原則として初回入学時のカリキュラムが適用され、旧学籍における在学年数や既修科目の成績および修得単位が引き継がれますが、本校の判断により、既修科目の全部または一部を再び履修させることがあります。

以　上